

保健・福祉

保健センター

☎ 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744

町民の皆さんの健康を守るため、赤ちゃんからお年寄りまでの各種健診や相談事業、各種教室などを行っています。毎日が健康で過ごせるように、町の健診などで健康チェックをしましょう。
詳しくは、毎月発行している「広報よしおか」や町ホームページなどでお知らせします。

母子関係

| 名称 | 対象者 | 内容 |
|----------------|--|--|
| パパ・ママClass | 妊婦とそのパートナー | 出産の話、栄養の話、沐浴体験などの学習 |
| 3～4カ月児健診 | 当該月に3～4カ月になる乳児 | 身体計測、診察、離乳食相談、育児に関する相談 |
| ハーフバースデー | 当該月に5～7カ月になる乳児とその保護者(予約制) | ベビーダンス、離乳食についての相談、育児に関する相談 |
| 10～11カ月児健診 | 当該月に10～11カ月になる乳児 | 身体計測、診察、離乳食相談、歯磨き指導、育児に関する相談 |
| 1歳6カ月児健診 | 当該月に1歳6～8カ月になる幼児 | 身体計測、内科診察、歯科診察、歯磨き指導、栄養相談、育児に関する相談、発達の相談 |
| 2歳児歯科健診 | 当該月に2歳～2歳3カ月になる幼児 | 身体計測、歯科診察、歯磨き指導、栄養相談、育児に関する相談、発達の相談 |
| 3歳児健診 | 当該月に3歳2～4カ月になる幼児 | 身体計測、内科診察、歯科診察、眼科検査、検尿、歯磨き指導、栄養相談、育児に関する相談、発達の相談 |
| 母乳&離乳食相談 | 乳幼児とその保護者(予約優先) | 身体計測、授乳、乳房トラブル、卒乳、家族計画、離乳食についてなど、各種相談 |
| ことばの相談 | 希望者(予約制) | 子どものことばの発達についての相談 |
| 運動発達の相談 | 希望者(予約制) | 子どもの運動発達についての相談 |
| 子育て相談会 | 希望者(予約制) | 子どもとの接し方や発達についての相談 |
| 年中児こころの成長アンケート | 対象者には町から通知が届きます。 | 子どもの生活のしづらさや、保護者が感じる育てづらさを見つけるアンケート |
| 発達支援教室 | 年中児こころの成長アンケート後にご案内があり、希望した幼児とその保護者(登録制) | 少人数での集団活動を通して子どもの発達を保護者と共に見守り、個別相談にも応じます。 |

※乳幼児健診の対象月は吉岡町けんこうガイド(町ホームページに掲載)をご覧ください。

広告

社会福祉法人 薫英会
Social Welfare Corporation Kuneikai

吉岡デイサービスセンター

脳トレ
お風呂
笑い
園芸
カラオケ
運動

お出かけしませんか?お仲間募集中!

☆ 日曜も開いています ☆

〒3703606 吉岡町上野田2135

☎0279-54-2700(船尾苑)



Instagram

LONG LIFE QUALITY **intime**

株式会社 アンティム

- 福祉用具貸与 ● 介護用品販売
- 福祉・医療機器販売
- リネンクリーニング
- 住宅修繕・リフォーム
- インテリア用品販売



〒370-3606
北群馬郡吉岡町上野田1238 TEL 0279-54-0933 FAX 0279-54-0934



保健・福祉

母子健康手帳の交付

妊娠したら母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠・出産・育児に関する記録や注意事項が記載されていて、健康診査や予防接種など母子の健康管理に欠かせないものです。妊娠したら、妊娠届を保健センター（健康づくり室）窓口へ提出し、手帳の交付を受けてください。手帳と同時に妊婦健康診査受診票、妊産婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票が交付されます。

不妊治療費等助成事業

不妊治療や不育治療を行う人を対象に費用の一部を助成します。詳しくは保健センター（健康づくり室）へお問い合わせください。

成人関係

年齢に応じて、各種健診（検診）がありますので、進んで受診しましょう。

| 名称 | 対象者 | 内容 |
|-----------|-------------------------------------|---|
| わかば健診 | 20～39歳の人 | 問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、診察 |
| 肺がん検診 | 40歳以上の人 | 問診、胸部レントゲン撮影、喀痰検査（該当者のみ） ※65歳以上の方は結核・肺がん検診となります。 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上の人 | 問診、便潜血反応検査 |
| 胃がん検診 | 40歳以上の人 | 問診、胃部レントゲン撮影（バリウムによる検診） ※50歳以上の方は胃内視鏡検診も選択可 |
| 子宮頸がん検診 | 20歳以上の女性 | 問診、子宮頸部の細胞診 |
| 乳がん検診 | 40歳以上の女性 | 問診、マンモグラフィ（乳房レントゲン撮影） |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 | 問診、血液検査（PSA検査） |
| 肝炎ウイルス検診 | 40歳以上の人（町の肝炎ウイルス検診を受けたことがない人） | 問診、血液検査（B・C型肝炎ウイルス検査） |
| 歯周疾患検診 | 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の人 | 問診、口腔内診査（歯の状態、歯肉の炎症、歯石の付着状況など）（個別検診） |
| 特定健康診査 | 40～74歳の町国民健康保険加入者 | 問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、診察 |
| 後期高齢者健康診査 | 群馬県後期高齢者医療加入者 | 問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、診察 |
| 健康相談 | 希望者 | 健康に関する相談（個別） |
| 健康教育 | 希望者 | 健康に関する講演会、料理教室、運動教室 |
| こころの健康相談 | 希望者（予約制） | 精神科医師による本人や家族のこころの相談 |
| 歯科健康診査 | 前年度に75歳になった群馬県後期高齢者医療加入者 | 問診、口腔内診査（歯の状態、口腔衛生状況、嚥下状態、舌・口唇の状態など）（個別健診） |

広告



あおば歯科医院



診療時間/AM8:30～PM12:00
PM2:30～PM7:00
休診日/日曜日・祝日・水曜日
(祝日のある週は水曜日診療いたします)
棟東村新井1223-1
☎ 0279-25-8820



広告



HILLS LADIES CLINIC
産科 婦人科



| 診療受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 8:45～12:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 14:30～17:30 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |

〒371-0852 前橋市総社町総社3607
 初めての方はお電話ください
027-253-4152
 再診の方はWEB予約



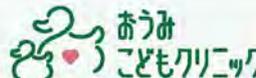
各種予防接種

| 区分 | 種別 | 対象者 | 接種方法 | 備考 | |
|----------------|---|------------------------|---|--|-------------------|
| 個別接種 (医療機関) | B型肝炎 | 1歳未満 | 27日以上の間隔をあけて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をあけて1回接種 | | |
| | BCG | 1歳未満 | 1回接種 | | |
| | 小児用肺炎球菌 | 初回 | 生後2カ月～60カ月未満 | 27日以上間隔をあけて3回接種 | 接種月例により接種回数異なります。 |
| | | 追加 | | 初回3回終了後、60日以上あけて、生後12カ月以降に1回接種 | |
| | 五種混合(1期) ・ジフテリア ・破傷風 ・百日咳 ・ポリオ ・ヒブ | 初回 | 生後2カ月～90カ月未満 | 20日以上の間隔をあけて3回接種 | |
| | | 追加 | | 初回終了後6カ月以上の間隔をあけて1回接種 | |
| | 日本脳炎 | 1期初回 | 生後6カ月～90カ月未満 | 6日以上の間隔をあけて2回接種 | |
| | | 1期追加 | | 初回終了後、概ね1年あけて1回接種 | |
| | | 2期 | 9～13歳未満 | 1回接種(予診票は個別に発送します。) | |
| | 麻しん風しん混合 | 1期 | 生後12カ月～24カ月未満 | 1回接種 | |
| | | 2期 | 小学校就学前の1年間(年長児) | 1回接種(予診票は個別に発送します。) | |
| | 水痘 | | 生後12カ月～36カ月未満 | 3カ月以上の間隔をあけて2回接種 | |
| | ロタウイルス | ロタリックス | 出生6週0日後～24週0日後 | 生後2カ月～出生14週6日までに1回目の接種 2回目以降は27日以上間隔をあけて接種 ロタリックス:2回接種 ロタテック:3回接種 | |
| | | ロタテック | 出生6週0日後～32週0日後 | | |
| | 二種混合(2期) ・ジフテリア ・破傷風 | | 11歳以上13歳未満 | 1回接種(予診票は個別に発送します。) | |
| 子宮頸がん(HPV) | | 小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 | ・初回接種が15歳未満の場合 初回から5カ月以上あけて2回目接種 ・初回接種が15歳以上の場合 初回から1カ月以上あけて2回目接種。2回目から3カ月以上あけて3回目接種 | | |
| 高齢者インフルエンザ | | 65歳以上または60～64歳の疾患を有する人 | 1回接種(毎年) | 期間限定 (一部自己負担あり) | |
| 新型コロナウイルス感染症 | | 65歳以上または60～64歳の疾患を有する人 | 1回接種(毎年) | 期間限定 (一部自己負担あり) | |
| 高齢者用肺炎球菌 | | 65歳 | 1回接種 | 一部自己負担あり | |

※最新情報は町ホームページをご確認ください。

(令和7年1月1日現在)

広告



おうみ
こどもクリニック

小児科



| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00～12:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 14:00～17:00 | ○ | ○ | 診 | ○ | ○ | × | × |

〒371-0852 前橋市総社町総社3601-14
☎027-253-6600

乳幼児健診・予防接種・
一般診療の予約はこちら





皆様のお口の
健康づくりのサポート

A エース歯科 Ace Dental Office



| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00～12:25 | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | / |
| 13:30～17:00 | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | / |

最終受付 / 午前12:00まで 午後16:30まで
休診日 / 木曜・日曜・祝日




吉岡町大久保112-5
☎0279-55-1181

動画も配信しています!
エース歯科




HP Instagram



保健・福祉

社会福祉

☎ 社会福祉協議会 ☎54-3930

日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人を対象に、「福祉サービスの利用支援」「日常的な金銭の管理」「書類などの預かり」サービスを行います。

成年後見支援センター

認知症や知的障害、その他精神上的の障害などによって物事を判断する能力が十分でない人に対し、成年後見制度の相談や利用促進、普及啓発、後見活動への支援などを行います。

相談支援

本人や親族、関係機関から成年後見制度に関する相談を電話や窓口で受け付けます。

広報・普及啓発

成年後見制度に関する情報発信や説明会などを開催します。

障害福祉

☎ 健康福祉課 福祉室 ☎26-2246

障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

各種福祉制度やサービスを利用するには、この手帳が必要となります。

身体障害者手帳

身体(肢体、聴覚、視覚、言語、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、ぼうこう機能、H I Vによる免疫機能、肝臓など)に障害のある人

療育手帳

児童相談所または心身障害者福祉センターにおいて知的障害と判定された人

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある人

心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金が支給されます。

医療費などの助成・補助

自立支援医療制度

- 身体に障害のある人が円滑な日常生活を送れるよう、障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術、心臓手術など)が1割負担で受けられます。ただし、所得による自己負担限度額の設定があります。
- 精神障害のある人が医療機関などへ入院しないで精神障害の治療を受けた場合に、その医療が1割負担で受けられます。ただし、所得による自己負担限度額の設定があります。

補装具の購入・修理

障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために、義肢、車いすなどの補装具を購入または修理する費用を補助します。申請には心身障害者福祉センターの判定が必要となる場合があります。また、補装具の基準額に対して原則1割は本人負担となります。

日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害のある人に対し、入浴補助用具やストマ装具などの日常生活用具を給付します。ただし、障害部位および程度により給付できる種目が異なります。日常生活用具の基準額に対し原則1~3割(世帯の収入状況による)は本人負担となります。

じん臓機能障害者通院交通費補助

じん臓または小腸の機能に障害のある人が障害に基づく症状を軽減または除去する目的で医療機関において、人工透析療法または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を支払った場合、その一部補助を行っています。



その他障害者福祉事業

地域生活支援事業

- ・相談支援事業
- ・意思疎通支援事業・移動支援事業
- ・身体障害者訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業

総合支援法による障害福祉サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護
- ・行動援護・重度障害者等包括支援
- ・短期入所(ショートステイ)・療養介護・生活介護
- ・施設入所支援・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
- ・共同生活援助(グループホーム)

その他の主な制度

- ・重度身体障害者(児)住宅改造費の補助
- ・身体障害者自動車改造費補助
- ・旅客鉄道運賃の割引 ・国内航空運賃の割引
- ・NHK受信料の免除 ・有料道路通行料の割引
- ・所得税、町民税、相続税の控除

※障害の内容や対象要件により該当とならない制度もあります。詳しくは、福祉室へお問い合わせください。

町の高齢者サービス

健康福祉課 介護高齢室 ☎26-2247

紙おむつ購入助成

在宅生活をしており、常時紙おむつを使っている人のうち、65歳以上で要介護3以上の介護認定を受けている人または、3歳以上で身体障害者手帳1級・2級もしくは療育手帳Aを持っている人を対象に、紙おむつ・尿取りパッドの購入費を1回1万円を上限として助成します。9月と3月の年2回申請を受け付けています。

介護慰労金

毎年1月1日を基準日として、町内に1年以上住所を有する要介護3以上の人を、在宅で1年以上続けて介護している人を対象に、介護慰労金を支給します。詳しい支給条件については介護高齢室までお問い合わせください。支給金額は、介護認定を受けている人の介護度によって異なります。



長寿祝金などの支給

毎年9月1日を基準日として、町内に1年以上住所を有する対象者に長寿祝金などを支給します。対象は、年度中に満88歳、満90歳、満95歳、満100歳、101歳以上になる人です。満100歳になる人は誕生日、それ以外の人は9月に支給します。

緊急通報システム貸出

町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの人で、慢性疾患などにより日常生活に注意を要し、なおかつ町内に親族がいない人を対象に、ペンダント型の通報装置と本体を貸し出し、自宅に設置します。ペンダント型通報装置または本体のボタンを押すことで、自動的にシステム事業者へ通報され、業者が安否確認のためご自宅を訪問します。また、室内にセンサーを設置し、指定された時間以上反応がない場合にも、異常事態としてシステム業者へ通報されます。

GPS機器の貸出

在宅で暮らす徘徊のおそれのある65歳以上の認知症の人もしくは、40～64歳で初老期における認知症に該当する人にGPS機器を所持してもらい、徘徊時には介護者からの申し出により居場所を検索します。

日常生活用具給付

在宅で暮らす65歳以上のひとり暮らし高齢者で、住民税が非課税の人を対象に、電磁調理器、自動消火器、火災警報器、布団乾燥機の購入を補助します。補助上限額は、品目ごとに異なります。

認知症保険への加入

在宅で暮らす徘徊のおそれのある65歳以上の人もしくは、40～64歳で初老期における認知症に該当する人を被保険者とし、町が被保険者となり、認知症保険に加入します。行方不明時の捜索費用、第三者に対する不慮の事故に対する賠償責任、交通事故傷害などを補償します。

広告

居宅介護支援事業所
ケアプランセンター くくる

お気軽に
ご相談
ください

Instagram
更新中です

吉岡町大久保130-7
Tel.0279-25-7872



保健・福祉

地域福祉交流施設

認知症カフェをはじめとして、地域の誰もが気軽に利用できる事業を行う交流施設です。社会福祉協議会、自治会、NPO、小学校などと連携し、地域福祉の交流拠点としての機能を充実させるとともにボランティアの育成を図ります。

救急医療情報キット給付事業

65歳以上、障害者、18歳未満のみで構成される世帯、もしくは日中または夜間において同様の状態になる場合、緊急時または災害時に必要な医療情報などを、迅速かつ適切に救急隊員に伝えることができる救急医療情報キット(安心カード、保管容器、冷蔵庫用シール)を配付します。

詳しくは介護高齢室へお問い合わせください。

高齢者補聴器購入費助成事業

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者のコミュニケーションの手段を確保するため、新たに補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成します。以下の要件を全て満たす場合、助成の対象になります。

対象要件

- ・65歳以上
- ・両耳の聴力レベル40dB以上
- ・聴力障害により身体障害者手帳の交付を受けることができない人
- ・補聴器の使用が必要であると一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した耳鼻咽喉科専門医が判断した人

助成金額は、新たに補聴器を購入する場合に要する費用の2分の1(上限25,000円)です。助成は1人1台限りです。※補聴器購入後の申請は対象外です。必ず購入前に申請してください。

詳しくは介護高齢室にお問い合わせください。

特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度

☎ 総務課 協働安全室 ☎26-2243

対象

- 次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員
- ①町内に居住し、かつ住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に登録されている65歳以上の人
 - ②特殊詐欺対策電話機または後付けの特殊詐欺電話対策装置を購入していること
 - ③世帯員全員に町税の滞納がないこと

補助金額

購入費の2分の1で上限5,000円(1,000円未満切り捨て)

申請方法

購入した機器の領収書と保証書の写しを添付し、申請してください。

高齢者運転免許証自主返納者支援制度

☎ 総務課 協働安全室 ☎26-2243

対象

次の要件を全て満たす人

- ①町内に住所を有し、現に居住していること
- ②運転免許証自主返納時に満65歳以上であること
- ③これまでに当事業による助成を受けていないこと
- ④運転免許証を返納して1年以内であること

交付額

10,000円

申請方法

申請による免許証の取消通知書を添付し、交付申請を行ってください。

タクシー運賃等助成事業

☎ 企画財政課 企画室 ☎26-2241

通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

対象

町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する人

- ①年齢満70歳以上の人
- ②年齢満19歳以上で運転免許を持たない人
- ③身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの所持者

申請に必要なもの

- ①申請書(企画室の窓口で受け取るか、町ホームページでもダウンロードできます。)
 - ②申請者の本人確認書類
 - ③手帳(対象③に該当する場合)
- ※即日交付はできません。時間に余裕をもって申請してください。

助成内容

1枚500円相当の利用助成券を、年間最大72枚交付
※申請日に応じて一括して交付します。

利用方法

タクシーに乗車した際の運賃の支払いに、助成券を利用できます。利用できる枚数は、1人で乗車した場合は4枚まで、利用券所有者が複数人で乗車した場合は1人につき2枚までです。

その他(注意事項)

- ・助成券の利用は、乗車地・目的地の両方またはいずれかが町内である場合に限りです。
- ・町と契約を締結したタクシー事業者のみで利用できます。

高齢者ICカード乗車券の利用に係る運賃助成事業

☎ 企画財政課 企画室 ☎26-2241

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者に対して、支払った運賃の一部を助成します。

対象

町に住所を有し、登録申請時に年齢満65歳以上の人
※町税の滞納がない人に限りです。

登録申請に必要なもの

- ①登録申請書(企画室の窓口で受け取るか、町ホームページでもダウンロードできます。)
- ②登録申請者の本人確認書類
- ③記名式ICカード乗車券(Suica、PASMO、nolbéなど)
- ④ICカード内容控などICカード番号・名義人が確認できるもの(ICカード乗車券の券面に氏名の印字がない場合)

助成内容

ICカード乗車券を使って支払った乗合バス運賃1,000円当たり200円とし、助成を受ける年度当たり8,000円が上限です。

その他(注意事項)

- 登録決定後に支払った乗合バス運賃のみ助成対象です。
- その他にご注意いただきたい点がありますので、詳しくは企画室にお問い合わせください。

自動車誤発進防止装置設置費補助金制度

☎ 総務課 協働安全室 ☎26-2243

70歳以上で、後付けの自動車誤発進防止装置を設置した人に、一定条件のもと、費用の一部を補助しています。補助金額は購入・設置価格(消費税含む)の2分の1、上限20,000円とし、100円未満は切り捨てとします。申請は、1人につき1台1回限りです。

詳しくは協働安全室へお問い合わせください。

シルバー人材センター

☎ シルバー人材センター ☎30-5161

シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは、60歳以上の町民が働くことを通して社会参加をし、自らの生きがいの充実と健康の増進を図り、活力のある社会づくりに貢献することを目的とするものです。

主な仕事内容

障子・網戸・ふすまの張り替えや、植木の手入れ・伐採、除草作業などを行います。就業場所は、吉岡町内に限ります。※会員に、過度な負担や危険がある場合などはお引き受けできないことがあります。

仕事の依頼について

シルバー人材センターへ気軽にお電話ください。打ち合わせ・見積もりは無料です。時期によっては、大変込み合うことがありますので、依頼はお早めにお問い合わせいたします。

会員募集

一緒に働く会員を募集しています。入会を希望する場合は、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉協議会の高齢者福祉サービス

☎ 社会福祉協議会 ☎54-3930

老人福祉センター

| | |
|------|---|
| 開館時間 | 9:30~16:00 |
| 休館日 | 日曜日、月曜日および祝日、年末年始 |
| 利用料金 | 町内在住の60歳以上の人、障害のある人=無料 町内在住の60歳未満の人=200円 |
| 住所 | 南下1333-4(社会福祉協議会内) |

ふれあいいきいきサロン

町内の集会施設を利用して、地域住民の協力のもと、お茶のみや、おしゃべり、健康体操などを行っています。地域の誰でも参加できる憩いの場としてご利用ください。お住まいの地域のサロン設置状況については、社会福祉協議会へお問い合わせください。

配食サービス

町内に住所を有するおおむね70歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯、ならびに障害のある人で食事を作ることが困難な人を対象に、月曜日から金曜日までの週5回、安否確認を目的に昼食を宅配します。利用料は1回300円です。

移送サービス

町内に住所を有するひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、通院や買い物などの交通手段がなく、協力者への依頼が困難な人に対し、外出する機会を確保し、閉じこもりにならないように支援します。利用できる範囲は社会福祉協議会を基点に10kmの範囲内です。利用料は1回300円で、往復利用した場合は2回とします。1カ月に2日間利用できます。

福祉車両貸出し

町内に住所を有する人で、高齢または障害のために歩行が困難な人、肢体不自由により車いすを利用して人々を対象に、リフト付き乗用車を貸し出します。貸出費用は無料で、燃料費として1kmにつき10円を負担していただきます。利用を希望する人は、使用日の5日前までに社会福祉協議会へ申請してください。

福祉機器および器具備品貸出し

福祉機器については、高齢者または身体に障害のある人および傷病のため自宅で療養中の人へ、福祉用具(車イス・歩行器など)を原則3カ月間貸し出します。貸出費用は無料です。ただし、種類によっては介護保険の利用が優先します。器具備品については、自治会および自治会に属する団体または地域活動やボランティア活動を目的とするグループに器具備品(高齢者疑似体験セット・ブランドゴルフセットなど)を貸し出します。

高齢者シルバーカー購入助成

町内に住所を有する65歳以上の高齢者で、歩行に支障のある人を対象に、シルバーカーの購入費の2分の1を補助します。補助の上限額は5,000円です。シルバーカーの仕様に条件があります。購入を検討している人は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

認知症カフェ

毎週木曜日午前10時~12時に認知症の人やその家族、地域住民誰もが気軽に集い、楽しいひと時を過ごせるよう地域のボランティアの協力により開催している「元気になるカフェ」です。また、毎月22日午後1時~3時に認知症の人と家族が医療介護従事者や介護経験者と一緒にゆっくり過ごし、不安や心配事を語り合い理解し合える居場所「22カフェ」をそれぞれ実施しています。参加はどちらも無料です。詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。

